

ハラスメント関連法案の歴史

10月1日より職員をカスタマーハラスメントから守る、求職者等をセクシャルハラスメントから守る「雇用管理上の必要な措置」を講ずることが求められます。今号では「ハラスメント関連法」の歴史を振り返り、第95号で「雇用管理上の必要な措置」を本格的にチェックします。日本には単一のハラスメント防止法という法律があるわけではありません。セクハラ、マタハラ（パタハラを含む）、パワハラ、カスハラを仮に「施設関連ハラスメント4兄弟」と呼ぶなら、最長子はセクハラです。

セクシャルハラスメント（セクハラ）

1997年10月に成立した男女雇用機会均等法の改正を受けて、1999年4月、日本で初めて法律上にハラスメント防止規定（セクハラ防止規定）が施行されました。現実的には強制力の弱い「配慮義務」とどまるものでしたがエボック・メイキングではありません。

2006年には男女雇用機会均等法が再改正され、「配慮義務」が企業規模を問わずすべての事業主に雇用管理上の措置を講ずることを求める「措置義務（完全な義務化）」へと格上げされています。「職場」の範囲も通常のオフィスにとどまらず、出張先、営業先の車内、取引先との会食・飲み会などを含みますし、「労働者」も正社員だけでなく派遣社員等まで広がりました。性別も「女性から男性へ」または「同性間」の言動であってもセクハラに該当することになりました。行為者に「悪気（悪意）があったかどうか」は関係なく、「受け止める労働者側（被害者側）がどう感じたか、労働者の意に反していたか」が重視されます。

マタニティハラスメント（マタハラ）

次は2016年に成立（男女雇用機会均等法および育児・介護休業法の改正）し、2017年1月に施行されたマタハラ（パタニティハラスメントを含む）防止規定です。パタニティはパターナリズム（父権主義）と同じpater（父）から派生し、育児する父親になります。「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」を指し、これらをきっかけに、上司や同僚からの言動によって労働者の就業環境が害される（その労働者が精神的・身体的な苦痛を感じ、職場で能力を十分に発揮できなくなるなど）ことが、業務の範囲を超えて起きるとマタハラに当たります。育休制度等の利用への嫌がらせ、あるいは妊娠・出産、育児などの状態に対する嫌がらせ、あるいは雑務ばかりを押し付けるなどの行為が法律で禁止されました。雇用者には①マタハラを行わない方針の明確化と周知・啓発、②相談体制の整備、③発生日後の迅速な対応、④原因・背景の解消と啓発が求められます。

パワーハラスメント（パワハラ）

パワハラが4兄弟の中でかなり後発というのは奇妙な感じもしますが現実です。パワハラ防止法と俗称される改正労働施策総合推進法は2019年5月に成立、厚生労働省が2020年1月にパワハラ防止指針（*1）を告示して、2020年6月大企業に、2022年4月中小企業に義務化しました。パワハラの実態3要件は、①優越的な関係（上司からだけではありません）を背景とした言動、②（社会通念の許容範囲を超えた）業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動、③労働者の就業環境が精神的・身体的に害されることです。事業主に求められる対策はマタハラの①から③はほとんど同じですが、④はプライバシー保護と不利益取扱い（相談者、協力者への解雇等）の禁止と記載されています。原因・背景の解消と啓発が求められることは論を待ちません。パワハラの代表的な6つの類型は*2を参照してください。

次号で紹介する現時点未っ子のカスハラと、就活セクハラ等を含めてハラスメントを俯瞰すると、「社内の人間関係」で閉じていた労働者保護の視点が、「労働者の人生の背景（ジェンダー、疾病）」、「カスタマー（患者・家族、その他）」、さらには「施設外（求職者）」へと広がり、誰もが安心して働き続けられる社会を創ることを目的として成熟してきていることがわかります。

4兄弟の根拠法令は微妙に異なっている部分もありますが、目指すところは広い意味で「みんな」が安心して楽しく働ける、暮らせる組織、そして社会です。

*1 <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000595059.pdf>

*2 <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000189292.pdf>

勤務環境のことならお任せ



社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます！

高知県医療勤務環境改善支援センター

（事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構）

TEL 088-822-9910

平日8:30 ~ 17:15まで

ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyoukaizen>

E-mail kinmukankyoukaizen@kochi-mrr.or.jp

